

- セーフティネット住宅の登録戸数は、令和2年度末までに17.5万戸とする目標に対し、令和元年9月末時点で11,695戸（受付・審査中を含めると20,374戸）。登録が進まない原因としては、「制度の周知が不十分であること」、「賃貸人に登録の手間や手数料の負担があること」などがあったものと考えられる。
- このため、説明会やセミナー等による制度の周知や居住支援活動の充実を図るとともに、登録に係る負担軽減のための取組等を実施してきたところ。引き続き、制度普及のための取組を推進

## ■登録に係る負担軽減のためのこれまでの取組等

### ①省令改正による登録に係る手続き等の改善

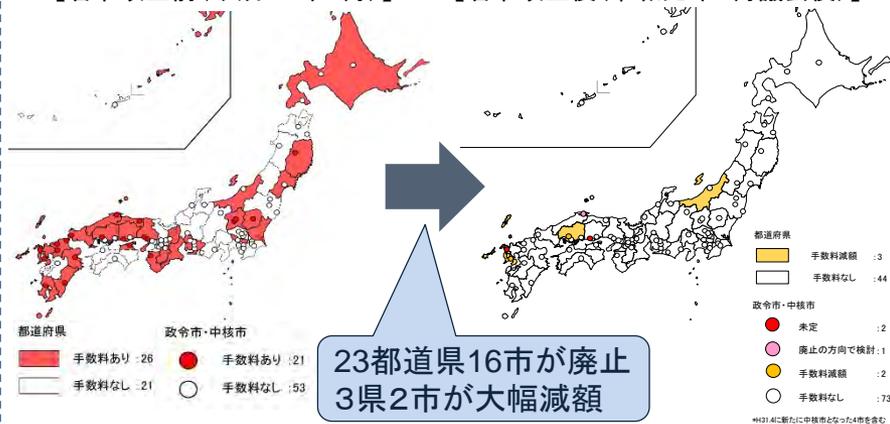
- 平成30年7月10日に省令を改正し、**登録申請書の記載事項や添付書類等を大幅に簡素化**。

### ②地方公共団体に対する手数料の無料化等の要請

- 登録を受け付ける都道府県の約6割が手数料を徴収していたが、①の省令改正による手続きの簡素化により**ほとんどの都道府県が平成30年度内に手数料の廃止または大幅な減額（従来の1/10以下）を実施**。

【省令改正前(平成30年6月)】

【省令改正後(令和元年6月議会后)】



### ③セーフティネット住宅情報提供システムの運用・改修

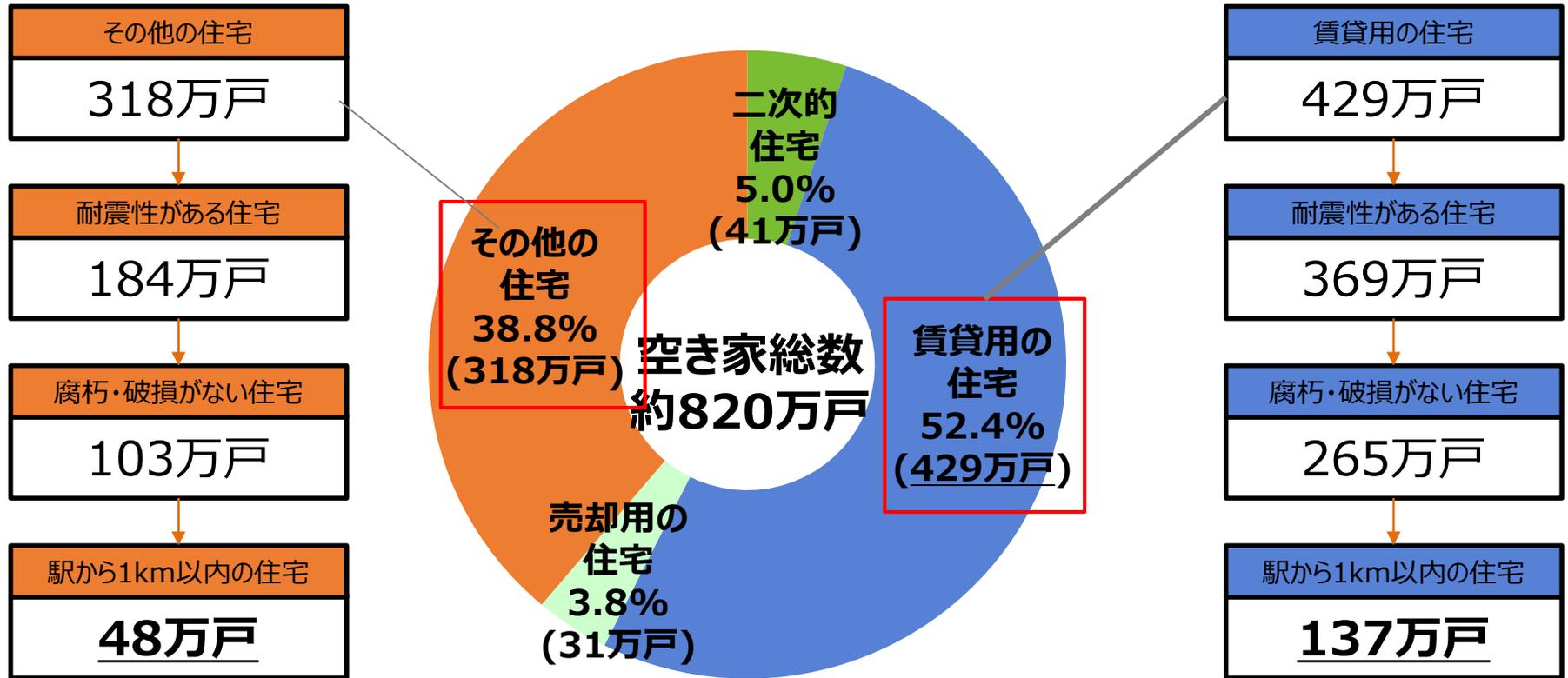
- セーフティネット住宅をWeb上で検索・閲覧・申請できるようにするとともに、**事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「セーフティネット住宅情報提供システム」を提供**。(平成29年10月20日より運用開始)
- 管理戸数の多い大家等向けに、一括データ(CSVデータ)を活用することにより、**システムへの複数住棟・住戸の一括入力・申請を可能にするシステム改修を実施**。



### ④地方公共団体の登録促進に資する先進的取組の横展開

- 先進的な取組を進めている大阪府等の取組※を他の地方公共団体に紹介**。
- ※登録申請に係る申請支援の実施等

# 空き家の現状(賃貸用空き家・その他空き家)



## [空き家の種類]

二次的住宅: 別荘及びその他(たまに宿泊する人がいる住宅)

賃貸用又は売却用の住宅: 新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅: 上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

※ 平成25年住宅・土地統計調査(総務省)、平成26年空家実態調査(国土交通省)に基づく国土交通省推計

※ 耐震性の有無については、国交省推計による建築時期別・建て方別の耐震割合をもとに算定を行った